

令和6年（ネ）第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 国 外1名

被控訴人兼控訴人 大川原化工機株式会社 外5名

第3準備書面

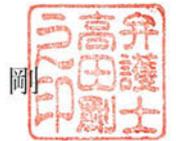
(控訴人都の主張に対する反論)

令和6年7月17日

東京高等裁判所第14民事部 御中

被控訴人兼控訴人ら訴訟代理人弁護士

高 田



同

鄭

一



同

河 村



同

我 妻 崇



同

以 元 洋



同

山 城 在



同

坂 井



同

丸 山 浩



本書では、控訴人準備書面（１）における主張のうち事実誤認によるものと見られる点について、簡単に反論を加える。

1 捜査の端緒に関する警部の証言について

控訴人準備書面（１）７頁において、警部が「これ（外事容疑性）自体が捜査の端緒だったとは一切証言していない」と主張する。

しかし、警部は、裁判官から捜査の端緒について訊ねられたのに対し、「・・・非常に懸念しなければならない輸出案件が何件か見受けられましたので、やはり公安部としては事件捜査に着手しなければならないというような判断もありました。」（下線は被控訴人ら代理人による）と、外事懸念が「事件捜査に着手」した端緒であった旨を明確に証言している（証人（33頁））のであって、控訴人の主張は事実と反する。

2 外事容疑性に関する経産省の認識について

控訴人準備書面 10 頁において、公安部との一連の打合せにおいて経産省側から示された外事容疑性に関する認識について、「飽くまでも外為法のリスト規制に該当するか否かを判断する要素になるかという観点で述べられたもの」と主張する。

しかし、控訴人自身が引用する甲 166 の 6 の

- ・ 大川原社の輸出先を確認したが、需要者に懸念はあるものの、METI は用途によって許可不許可を決定している
- ・ 大川原社の輸出先に関して調査したところ、いずれもセラミック用途等、生物兵器の懸念ではないことから、許可する可能性があり、警察ほどの懸念を METI は感じてない

との経産省の発言は、公安部が主張した CL 型器の輸出について、リスト規制に限らず、キャッチオール規制との関係でも懸念がないことを示したものである（なお、CL 型器の輸出がリスト規制との関係で何ら問題ないことは、公安部による立件の対象にも含まれていないことから明らかである。）。経産省は公安部に対し、CL 型器の輸出がキャッチオール規制における用途要件に懸念がない旨の経産省の判断を伝えているのである。その証左として、経産省は CL 型器の輸出について、被控訴人会社に

対して、事後審査、インフォームすら行っていない（証人■■■■〔26頁〕、証人■■■■〔28～29頁〕）。

従って、この点に関する控訴人らの主張は失当である。

3 被控訴人会社の初期段階の実験について

控訴人らは準備書面（1）44頁において、令和2年4月24日に被控訴人会社が行った実験において温度が計測された「測定口」はサイクロン入口の測定口であって、乾燥室測定口ではないと指摘する。

控訴人らが指摘するとおり、同日の実験結果を記載した甲190における「測定口内部温度」は、サイクロン入口の測定口の内部温度（壁面の温度（表面温度）ではない）である。控訴人らの控訴に対する控訴答弁書62頁18行目の「乾燥室内及びサイクロンの測定口の内部温度がいずれも80℃程度」とあるのは、「サイクロンの測定口の内部温度及び製品回収容器の内部表面温度がいずれも80℃程度」と訂正する。

しかし、その直後である同月28日に本件噴霧乾燥器1の同型機を用いて行った温度実験において、乾燥室測定口の温度が43.9℃、サイクロン入口の温度が69.3℃を示したこと（甲144）は、控訴人らの控訴に対する控訴答弁書63頁において主張したとおりであって、「乾燥室測定口が最低温箇所となることは、一審原告らの実験の初期段階では判明しておらず」との控訴人らの主張は、（甲144及びこれに基づく被控訴人らの主張を見落としてのもとも思われるが、）いずれにせよ失当である。

以 上